

2025（令和 7）年度 税制改正大綱決定

《本年度の税制改正大綱について》

- ◆ この度、政府は 2025 年度 税制改正の関連法案を閣議決定しました（2024.12.27）。
- ◆ 本年度の税制改正は、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応するため、次の四点に主眼が置かれています。
 - ① 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行う。
 - ② 老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等を引き上げる。
 - ③ 成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充する。
 - ④ 国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行う。

- ◆ 主な改正ポイントは以下のとおりです。

■ 個人所得課税

【POINT】 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- ・ 所得税の基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げ、58 万円とする。
- ・ 給与所得控除の最低保障額について、10 万円引き上げ、65 万円とする。
- ・ 居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から控除額を控除する。すなわち、親族等の合計所得金額が 85 万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63 万円）の所得控除を受けられ、また、親族等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に通減し、合計所得金額が 123 万円を超えると消失する仕組みとする。（※）控除額等については、所得税の場合のもの。
- ・ 上記の改正は、令和 7 年分以後の所得税及び令和 8 年度分以後の個人住民税について適用する。

1. 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

(1) 基礎控除

- ① 基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げる。
- ② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

- イ 合計所得金額が 2,350 万円以下である個人 58 万円
- ロ 合計所得金額が 2,350 万円を超え 2,400 万円以下である個人 48 万円
- ハ 合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下である個人 32 万円
- ニ 合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下である個人 16 万円

③ 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

(注1) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

(注2) 上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

(2) 給与所得控除

① 給与所得控除について、55 万円の最低保障額を 65 万円に引き上げる。

② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。

(3) 特定親族特別控除（仮称）

① 居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控 除 額
58 万円超 85 万円以下	63 万円
85 万円超 90 万円以下	61 万円
90 万円超 95 万円以下	51 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

② 上記①の控除については、控除額が一定額以上の場合には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記①の改正は令和7年分以後の所得税について、上記②の改正は令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用する。なお、給与所得者については令和7年分の年末調整において適用できることとするほか、所要の経過措置を講ずる。

(4) 上記(1)から(3)までの見直しに伴う所要の措置

① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 58 万円以下（現行：48 万円以下）に引き上げる。

② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を 58 万円以下（現行：48 万円以下）に引き上げる。

③ 勤労学生の合計所得金額要件を 85 万円以下（現行：75 万円以下）に引き上げる。

④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を 65 万円

(現行：55万円)に引き上げる。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。

【POINT】 N I S Aの利便性向上

- ・ つみたて投資枠におけるETFの購入について、定額購入方式における最低取引単位を1,000円以下から1万円以下に引き上げるほか、指定金額内の最大口数での買付け方式を可能とする。
- ・ N I S Aの金融機関変更時の即日での買付けを可能とする。

2. 金融・証券税制

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(N I S A)について、次の措置を講ずる。

① 廃止通知の提出等により、開設される非課税口座又は非課税口座に設けられる特定累積投資勘定等について、次の措置を講ずる。

イ 廃止通知の提出等により非課税口座に設けられる特定累積投資勘定については、当該廃止通知の提出等があった日(その勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該提出等があった場合には、同日)において設けられることとする。

ロ 非課税口座開設届出書(勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の添付等がされているものに限る。)の提出により開設された口座につき、その提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から非課税口座の開設ができない旨の提供を受けた場合には、その開設された口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないこととする。

ハ 勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出等により非課税口座に設けられた勘定につき、その提出等を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から特定累積投資勘定の設定ができない旨の提供を受けた場合には、その設けられた勘定は、その設定の時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととする。

② 特定累積投資勘定に受け入れることができる上場株式投資信託の受益権について、次の措置を講ずる。

イ 累積投資上場株式等の要件のうち上場株式投資信託の受益権の取得対価の額に係る要件について、次の措置を講ずる。

(イ) 当該取得対価の額を1口(取得する受益権が共有持分の割合である場合には、1単位)当たり1万円以下(現行：1,000円以下)に引き上げる。

(ロ) 下記ロにより、累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権に含むこととされた上場株式投資信託の受益権については、当該受益権の取得対価の額に係る要件を次に掲げる要件とする。

- a 対象商品届出書を提出する日前1月間の公表最終価格の平均が1万円以下であること。
- b 対象商品届出書を提出する日の前日の公表最終価格が1万円以下であること。
- c 一定の場合を除き、対象商品届出書を提出した日以後において公表最終価格が3万円以下であること。

(注) 上記の「公表最終価格」とは、金融商品取引所において公表されたその日における当該上場株式投資信託の受益権の最終の売買の価格等に相当する金額をその一単位当たりの価額として計算した金額をいう。

ロ 対象となる累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権には、一定額をもって取得すること

ができる上場株式投資信託の受益権（その口数のうち最も多い口数のものに限る。）につき定期かつ継続的な方法による買付けの委託等により取得するものを含むこととする。

③ その他所要の措置を講ずる。

【POINT】 子育て支援に関する政策税制

- ・生命保険料控除における新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、1年間の措置として、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における控除額を最高6万円（現行：最高4万円）に引き上げる。
- ・住宅ローン控除について、1年間の措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乘せする。また、床面積要件を緩和する。
- ・住宅リフォーム税制について、1年間の措置として、子育て対応改修工事を適用対象に追加する。

3. 子育て支援に関する政策税制

(1) 生命保険料控除について、次の見直しを行う。

① 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算を次のとおりとする。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2 + 15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4 + 30,000円
120,000円超	一律 60,000円

② 旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円（現行：4万円）とする。

③ 上記①の見直しに伴い、給与所得者の保険料控除申告書等についてその記載事項の見直しを行う。

④ その他所要の措置を講ずる。

(注) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円とする（現行と同じ）。

(2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。

① 特例対象個人が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」という。）をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	控除額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

② 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用できることとする。

(注1)「特例対象個人」とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。以下同じ。

(注2)「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。以下同じ。

(注3)「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

(注4)上記について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。

(3) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとする。

(注)上記について、一定の場合には連年適用ができないことその他の要件等は、現行の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様とする。

【POINT】 確定拠出年金(企業型DC及びiDeCo)の拠出限度額等の引上げ

- ・ 第二号被保険者の個人型確定拠出年金(iDeCo)の拠出限度額について、勤務先の企業年金の有無等による差異を解消し、企業年金と共通の拠出限度額(現行:月額5.5万円)に一本化した上で、この共通拠出限度額について、月額6.2万円に引き上げる。
- ・ 第一号被保険者の個人型確定拠出年金と国民年金基金との共通拠出限度額(現行:月額6.8万円)について、月額7.5万円に引き上げる。

4. その他

確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

- ① 企業型確定拠出年金制度におけるマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。
- ② 企業型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。
 - イ 確定給付企業年金制度に加入していない者 月額6.2万円(現行:月額5.5万円)
 - ロ 確定給付企業年金制度の加入者 月額6.2万円(現行:月額5.5万円)から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額
- ③ 個人型確定拠出年金制度について、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。
- ④ 個人型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。
 - イ 第一号被保険者 月額7.5万円(現行:月額6.8万円)
 - ロ 企業年金加入者 月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額(現行:月額2.0万円)
 - ハ 企業年金に未加入の者(第一号被保険者及び第三号被保険者を除く。)月額6.2万円(現行:月額2.3万

円)

- ⑤ 国民年金基金の掛金額の上限を月額 7.5 万円（現行：月額 6.8 万円）とする。
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

■ 資産課税

【POINT】 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長

・直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を 2 年延長する。

1. 租税特別措置等

(1) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を 2 年延長する。

【POINT】 事業承継税制における役員就任要件等の見直し

・法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。

・個人版事業承継税制についても、同様の見直しを行う。

(2) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き 3 年以上）特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。

(3) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き 3 年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。

【POINT】 固定資産税の課税標準の特例措置の延長等

・中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定する等の見直しを行った上で、適用期限を 2 年延長する。

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

- ① 対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定する。

② 当該機械・装置等に係る課税標準を、次のとおり（現行：最初の3年間価格の2分の1（雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得されるものは最初の5年間価格の3分の1、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得されるものは最初の4年間価格の3分の1）とする。

イ 雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合 最初の3年間価格の2分の1

ロ 雇用者給与等支給額を3%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合 最初の5年間価格の4分の1

■ 法人課税

【POINT】 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等

・所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引き上げる等の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

1. 地方創生や活力ある地域経済の実現

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引き上げる。

② 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。

【POINT】 中小企業経営強化税制の拡充等

・特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることを見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）を追加するほか、所要の見直しを行う。

(2) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する（次の①の措置及び④の措置を除き、所得税についても同様とする。）。

① 関係法令の改正を前提に、次の措置を講ずる。

イ 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることを見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械

装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの)を追加する。

(注1) 経済産業大臣が定める要件は、次の要件とする。

(イ) 売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表(ロードマップ)を作成していること。

(ロ) 基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること。

(注) 上記の「基準事業年度」とは、経営力向上計画の認定を申請する事業年度の直前の事業年度をいう。

(ハ) 売上高100億円超を目指すための事業基盤、財務基盤及び組織基盤が整っていること。

(ニ) 売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること。

(ホ) 次の要件を満たす設備投資を行う投資計画であること。

a 導入予定の設備が、売上高の増加に貢献するものであること。

b 経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること。

c 生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物及びその附属設備の新設又は増設をするものであること。

(ヘ) 投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること。

(ト) 上記のほか、売上高100億円超を目指すために必要とされる要件を満たすこと。

(注2) 上記の設備には、医療保健業を行う事業者が取得等をするもの及び発電の用に供する設備で主として電気の販売を行うために取得等をするものを含まないこととする。

(注3) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいう((イ)、(ロ)及び(ニ)の設備については、現行の特定経営力向上設備等と同様とする。)

(イ) 機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

(ロ) 工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの

(ハ) 建物及びその附属設備 一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が1,000万円以上のもの

(ニ) ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの

ロ 上記イの設備について、普通償却限度額との合計でその取得価額まで(建物及びその附属設備については、その取得価額の15%又は25%)の特別償却とその取得価額の7%(建物及びその附属設備については、1%又は2%)の税額控除との選択適用ができることとする。なお、一定の中小企業者等が取得等をする上記イの設備(建物及びその附属設備を除く。)の税額控除率は10%とする。ただし、上記イの設備の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は60億円を限度とする。

(注1) 建物及びその附属設備の特別償却率又は税額控除率は、その建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度(以下「供用年度」という。)の給与増加割合が2.5%以上である場合には、それぞれ15%又は1%とし、供用年度の給与増加割合が5%以上である場合には、それぞれ25%又は2%とする。ただし、供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合又は上記イの投資計画に記載された供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合には、建物及びその附属設備については、特別償却及び税額控除は適用できないこととする。

(注2) 上記の「給与増加割合」とは、その事業年度における雇用者給与等支給額からその事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給額を控除した金額のその事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給額に対する割合をいう。

(注3) 上記の「雇用者給与等支給額」とは、法人の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内の事業所に勤務する雇用者に対する給与等の支給額をいう。

(注4) 上記の「一定の中小企業者等」とは、中小企業者等のうち、資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超える法人(農業協同組合等及び商店街振興組合を除く。)以外の法人をいう。

ハ 上記イの経済産業大臣の確認を受けた中小企業者等は、その確認を受けた投資計画の計画期間中は、中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用を受けることができないこととする。

② 関係法令の改正を前提に、特定経営力向上設備等について、上記①イのほか、次の見直しを行う。

イ 一定の時期に発売された設備で、旧モデル比で経営力の向上の指標が年平均1%以上向上するものであるものの経営力の向上の指標について、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかにより評価することとする。

ロ その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備の投資利益率を7%に引き上げる。

ハ 次の設備を除外する。

(イ) 遠隔操作、可視化又は自動制御化に関する投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（デジタル化設備）

(ロ) 暗号資産マイニング業の用に供する設備

【POINT】 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の拡充等

・特別償却率を50%に、税額控除率を5%に、それぞれ引き上げる措置について、その承認地域経済牽引事業者のその承認地域経済牽引事業が、指定業種に該当すること又は指定業種に該当する事業を行う事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当すること等の要件を満たす場合を加えるほか、所要の見直しを行う。

(3) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 特別償却率を50%に、税額控除率を5%に、それぞれ引き上げる措置について、次の措置を講ずる。

イ 本措置の対象に、次の要件の全てを満たす場合を加える。

(イ) その承認地域経済牽引事業者のその承認地域経済牽引事業が、その承認の際に適合すると認められた地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する同意基本計画において次の要件を満たすものとして指定された業種（以下「指定業種」という。）に該当すること又は指定業種に該当する事業を行う事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当すること。

a その地方公共団体におけるその業種の付加価値額の増加率又はその付加価値額その県内総付加価値額に占める割合が全国平均に比して一定水準以上であること。

b その地方公共団体におけるその業種の売上高の総額、就業者の総数又は給与の総額のいずれかについて、直近5年間の伸び率が10%以上であること。

c その地方公共団体において、その業種の振興に関する具体的な目標等を定めており、予算措置等の具体的な取組が実施されていること。

(ロ) その承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。

(ハ) その承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

(ニ) その承認地域経済牽引事業について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上となることを見込まれること。

ロ 本措置の対象である直前事業年度における付加価値額の増加率が8%以上である場合について、その要件にその承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであることを加える。

ハ 労働生産性の伸び率が4%以上となることが見込まれることとの要件におけるその対象である中小企業者の範囲について、所要の措置を講ずる。

② 機械装置及び器具備品の特別償却率を35%（現行：40%）に引き下げる。

③ 特定地域経済牽引事業施設等に係る投資規模要件を1億円以上（現行：2,000万円以上）に引き上げる。

④ 承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件について、次の見直しを行う。

イ 対象となる事業類型からサプライチェーンの強じん化に資する類型を除外する。

ロ 要件に、労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれることとの要件を加える。

ハ 先進性に係る要件について、次の運用の改善を行う。

（イ）労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれることの確認を不要とする。

（ロ）先進性が認められない事業の明確化その他の評価委員の評価精度の向上に向けた措置を講ずる。

ニ 減価償却資産の取得予定価額の合計額に係る規模要件を1億円以上（現行：2,000万円以上）に引き上げる。

ホ 対象事業を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」という。）が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額がその対象事業者の前事業年度における減価償却費の額の20%以上の額であることとの要件について、次の見直しを行う。

（イ）前事業年度における減価償却費の額について、会社法の適用のない法人からの出資が過半数である場合の算出方法を明確化する。

（ロ）前事業年度における減価償却費の額に乗ずる割合を25%に引き上げる。

【POINT】 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長等

・関係法令等が改正され、寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限を3年延長する。

（4）認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度について、関係法令等が改正され、次の措置が講じられることを前提に、その適用期限を3年延長する。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「寄附活用事業」という。）を実施した認定地方公共団体は、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面（以下「確認書面」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次の日以後速やかに内閣総理大臣に確認書面を提出しなければならないこととする。

イ 寄附活用事業の企画・立案に、その認定地方公共団体以外の者が関与している場合において、その者とその寄附活用事業に関連する寄附金を支出した法人又はその法人の関係会社（以下「寄附法人等」という。）との間に取引等の関係があるとき その寄附金を支出した法人からその寄附活用事業に関連する寄附金を受領した日

- ロ 寄附活用事業の企画・立案に、その認定地方公共団体以外の者が関与している場合において、その者がその寄附活用事業に係る事業の契約の相手方となったとき その契約の締結の日
- ハ 寄附活用事業に係る事業の歳出予算がその認定地方公共団体の議会において議決される前にその寄附活用事業に関連する寄附金を受領した場合 その寄附金を受領した日

■ 消費課税

【POINT】 外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し

- ・ 出国時に税関において持出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、その確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。
- ・ 一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする等の措置を講ずる。

1. 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し

(1) 免税方式の見直し

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合であって、その免税購入対象者がその購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報（以下「税関確認情報」という。）を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について、消費税を免除する。

(注) 上記の改正に伴い、実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に輸出物品販売場を経営する事業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」となる。

- ② 免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととする。
- ③ 税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者（承認送信事業者を含む。）に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとする。

(2) 免税対象物品の範囲の見直し

- ① 消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額（50万円）及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分を廃止する。
- ② 免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止するとともに、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとする。

【POINT】 二輪車の車両区分の見直し

- ・ 原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。

2. 租税特別措置等

〈軽自動車税種別割〉

原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。

■ 国際課税

【POINT】 グローバル・ミニマム課税への対応

- ・ 軽課税所得ルールに対応するため、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税（仮称）の創設等を行う。
- ・ 国内ミニマム課税に対応するため、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税（仮称）の創設等を行う。

1. グローバル・ミニマム課税への対応

(1) 軽課税所得ルールに対応するため、次の措置を講ずる。

各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税（仮称）の創設

イ 納税義務者

(イ) 内国法人は、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税を納める義務がある。

(ロ) 外国法人は、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限る。(1)において同じ。）を有する構成会社等である場合に、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税を納める義務がある。

ロ 課税の範囲

次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税残余额について、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税を課する。

(イ) 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人

(ロ) 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人

ハ 国際最低課税残余额

(イ) 内国法人に係る国際最低課税残余额

内国法人に係る国際最低課税残余额は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の各対象会計年度に係る国内グループ国際最低課税残余额に、次に掲げる割合（その特定多国籍企業グループ等に属する各種投資会社等又は導管会社等がある場合にあっては、一定の調整を加えて計算した割合）を合計した割合を乗じて計算した金額とする。

a 我が国を所在地国とする構成会社等の従業員等の数の合計数のうちにその内国法人（その所在地国が我が国であるものに限る。bにおいて同じ。）の従業員等の数が占める割合に50%を乗じて計算した割合

b 我が国を所在地国とする構成会社等の有形資産の額の合計額のうちにその内国法人の有形資産の額が占める割合に50%を乗じて計算した割合

(注) 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人に係る国際最低課税残余额についても同様とする。

(ロ) 国内グループ国際最低課税残余額

国内グループ国際最低課税残余額は、各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余額に、次に掲げる割合（その特定多国籍企業グループ等に属する各種投資会社等又は導管会社等がある場合にあっては、一定の調整を加えて計算した割合）を合計した割合を乗じて計算した金額とする。

- a 我が国又は各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとされている一定の国若しくは地域を所在地国とする構成会社等の従業員等の数の合計数のうちに我が国を所在地国とする構成会社等の従業員等の数の合計数が占める割合に 50% を乗じて計算した割合
- b 我が国又は各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとされている一定の国若しくは地域を所在地国とする構成会社等の有形資産の額の合計額のうち我が国を所在地国とする構成会社等の有形資産の額の合計額が占める割合に 50% を乗じて計算した割合

(ハ) グループ国際最低課税残余額

グループ国際最低課税残余額は、各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額から、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る国際最低課税額等及びその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る国際最低課税額等その他一定の金額を控除した残額とする。

(ニ) 適用免除基準

特定多国籍企業グループ等の判定対象会計年度が、特定多国籍企業グループ等に該当することとなった最初の対象会計年度開始の日以後 5 年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期の段階にあるものとされる対象会計年度に該当する場合等には、その判定対象会計年度に係るグループ国際最低課税残余額は、零とする。

ニ 税額の計算

各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額は、各対象会計年度の国際最低課税残余額（課税標準）に 100 分の 90.7 の税率を乗じて計算した金額とする。

ホ 申告及び納付等

(イ) 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 月（一定の場合には、1 年 6 月）以内に行う。ただし、当該対象会計年度の国際最低課税残余額（課税標準）がない場合は、その申告を要しない。

(ロ) 電子申告の特例等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

ヘ その他

各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税は、青色申告制度の対象外とする。ただし、更正の理由付記の対象とし、推計課税の対象外とする。

また、質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

(2) 国内ミニマム課税に対応するため、次の措置を講ずる。

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税（仮称）の創設

イ 納税義務者

(イ) 内国法人は、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を納める義務がある。

(ロ) 外国法人は、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国が我が国であるものに限る。(2)において同じ。）を有する構成会社等である場合又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である場合に、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を納める義務がある。

ロ 課税の範囲

次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国内最低課税額について、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課する。

- (イ) 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人
- (ロ) 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人

ハ 国内最低課税額

国内最低課税額は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）である内国法人又は過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）であった内国法人で当該対象会計年度においてその構成会社等でないものにあつては「構成会社等に係る国内最低課税額」（注1）とし、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）である内国法人又は過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）であった内国法人で当該対象会計年度においてその共同支配会社等でないものにあつては「共同支配会社等に係る国内最低課税額」（注2）とする。

（注1）特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人等にあつては構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額とし、「構成会社等に係る国内最低課税額」に準じて計算する。

（注2）特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人等にあつては共同支配会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額とし、「共同支配会社等に係る国内最低課税額」に準じて計算する。

（イ）構成会社等に係る国内最低課税額

構成会社等に係る国内最低課税額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

- a 特定多国籍企業グループ等に係る国内実効税率が基準税率（15%をいう。以下同じ。）を下回り、かつ、その特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がある場合 次に掲げる金額の合計額（過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）であった内国法人で当該対象会計年度においてその構成会社等でないものにあつては、（b）に掲げる金額）

（注1）上記の「国内実効税率」とは、（a）に掲げる金額が（b）に掲げる金額のうちに占める割合をいう。

（a）国内グループ調整後対象租税額（我が国を所在地国とする全ての構成会社等の国内調整後対象租税額の合計額をいう。以下同じ。）

（b）国内グループ純所得の金額

（注2）上記の「国内グループ純所得の金額」とは、我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る個別計算所得金額の合計額から我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る個別計算損失金額の合計額を控除した残額をいう。

（a）当期グループ国内最低課税額（国内グループ純所得の金額から我が国に係る実質ベースの所得除外額を控除した残額に基準税率から国内実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額をいう。

（b）において同じ。）に、その当期グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合を乗じて計算した金額（b）過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額（過去対象会計年度の当期グループ国内最低課税額につき再計算を行うことが求

められる場合において、その過去対象会計年度の当期グループ国内最低課税額に満たない金額として計算される金額をいう。以下同じ。)に過去帰属割合(再計算グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合をいう。以下同じ。)を乗じて計算した金額

(c) 内国法人(各種投資会社等に限る。)に係る未分配所得国内最低課税額(その内国法人に係る個別計算所得金額のうち他の構成会社等に分配されなかった部分に対応する国内最低課税額として計算される金額をいう。以下同じ。)

b 特定多国籍企業グループ等に係る国内実効税率が基準税率以上であり、かつ、その特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がある場合 次に掲げる金額の合計額(過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であった内国法人で当該対象会計年度においてその構成会社等でないものにあつては、(a)に掲げる金額)

(a) 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額

(b) 内国法人(各種投資会社等に限る。)に係る未分配所得国内最低課税額

c 特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がない場合 (a)及び(b)に掲げる金額の合計額(国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が我が国に係る特定国別調整後対象租税額を超える場合にあっては次に掲げる金額の合計額とし、過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であった内国法人で当該対象会計年度においてその構成会社等でないものにあつては(a)に掲げる金額とする。)

(a) 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額

(b) 内国法人(各種投資会社等に限る。)に係る未分配所得国内最低課税額

(c) 永久差異調整に係るグループ国内最低課税額(国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から我が国に係る特定国別調整後対象租税額を控除した残額をいう。)に、その永久差異調整に係るグループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合を乗じて計算した金額

(ロ) 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であった内国法人が過去対象会計年度において合併により解散した場合又は過去対象会計年度においてその内国法人の残余財産が確定した場合において、各対象会計年度における上記(イ) a (b)、b

(a)又はc (a)に掲げる金額があるときは、これらの金額は、再計算グループ国内最低課税額に係る過去対象会計年度における構成会社等に係る国内最低課税額に含む。

(ハ) その他

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税と同様に、収入金額等に関する適用免除基準、一定の国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準その他の特例を設ける。また、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税と同様に、国際的な事業活動の初期の段階における適用免除基準を設ける。

(ニ) 共同支配会社等に係る国内最低課税額

共同支配会社等に係る国内最低課税額は、基本的に構成会社等に係る国内最低課税額と同様に計算した金額とする。

ニ 税額の計算

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の国内最低課税額(課税標準)に100分の75.3の税率を乗じて計算した金額とする。

ホ 申告及び納付等

(イ) 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行う。ただし、当該対象会計年度の国内最低課税額（課税標準）がない場合は、その申告を要しない。

(ロ) 電子申告の特例等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

へ その他

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税は、青色申告制度の対象外とする。ただし、更正の理由付記の対象とし、推計課税の対象外とする。

また、質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

■ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

【POINT】 防衛特別法人税（仮称）の創設

- ・法人税額に対し、税率4%の新たな付加税を課す。
- ・令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
- ・課税標準となる法人税額から500万円を控除する。

1. 防衛特別法人税（仮称）の創設

(1) 納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務がある。

(注) 法人には、人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。

(2) 課税の範囲

法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税を課する。

(3) 税額の計算

- ① 防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額（課税標準）に4%の税率を乗じて計算した金額とする。
- ② 課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額を控除した金額とする。
- ③ 基準法人税額は、次の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額とする。ただし、附帯税の額を除く。
 - イ 所得税額の控除
 - ロ 外国税額の控除
 - ハ 分配時調整外国税相当額の控除
 - ニ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
 - ホ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
 - ヘ 控除対象所得税額等相当額の控除
- ④ 基礎控除額は、年500万円とする。なお、通算法人の基礎控除額は、年500万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額とする。

(注) 上記の配分は、通算法人の基準法人税額が期限内申告における基準法人税額と異なる場合には、原則として期限内申告における基準法人税額により配分する。

⑤ 次の税額控除を行うこととする。

- イ 外国税額の控除
- ロ 分配時調整外国税相当額の控除
- ハ 控除対象所得税額等相当額の控除
- ニ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

(4) 申告及び納付等

① 各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならない。

(注) 上記の防衛特別法人税の中間申告書の提出は、令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用する。

② 防衛特別法人税の申告期限及びその申告に係る防衛特別法人税の納期限は、各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納期限と同一とする。

③ 電子申告の特例については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とする。

④ 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人からその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、その防衛特別法人税確定申告書に中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その金額に相当する中間納付額を還付する。

⑤ 各事業年度の所得に対する法人税につき欠損金の繰戻しによる法人税の還付の請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合には、その課税事業年度の防衛特別法人税の額でその還付の時に確定しているもののうち、法人税の還付金の額に4%を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付する。

(5) その他

質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

(6) 適用関係

防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

【POINT】 たばこ税の見直し

- ・加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しを、2段階で、令和8年4月及び同年10月に実施する。
- ・国のたばこ税率を、3段階で、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円/1本ずつ引き上げる。

2. たばこ税

(1) 加熱式たばこの課税方式の見直し

① 加熱式たばこに係る国及び地方のたばこ税の課税標準について、当分の間、次に掲げる加熱式たばこの区に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。

イ 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.35 g をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(注) 1 本当たりの重量が 0.35 g 未満のものについては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算することとする。

ロ 上記イ以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 g をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(注 1) 品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 g 未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこ 20 本に換算することとする。

(注 2) 製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具で、上記イに掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されることが明らかなもの等については、(注 1) を適用しない。

② 上記①の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から実施するが、激変緩和等の観点から、その実施時期について次のとおり経過措置を講ずる。

イ 第一段階 令和 8 年 4 月 1 日

ロ 第二段階 令和 8 年 10 月 1 日

③ 上記①の改正に係る上記②の実施時期における加熱式たばこの具体的な課税標準は、次のとおり、現行の換算方法により計算した紙巻たばこの本数 (③において「現行の換算本数」という。) 及び改正後の換算方法により計算した紙巻たばこの本数 (③において「新換算本数」という。) のそれぞれに一定の率を乗じて計算した本数の合計本数とする。

		現行の換算方法	改正後の換算方法
現行		現行の換算本数×1.0	—
改正案	第一段階	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5
	第二段階	—	新換算本数×1.0

④ 加熱式たばこの課税標準の算定において、重量から除外されるものの範囲を明確化する。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

(2) たばこ税の税率の特例

① 国のたばこ税の税率を、当分の間、1,000 本につき 8,302 円 (本則税率：6,802 円) とする。

(注) 上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率については、1,000 本につき 15,924 円 (本則税率：14,424 円) とする。

② 上記①の改正は、令和 9 年 4 月 1 日から実施するが、激変緩和等の観点や予見可能性への配慮から、税率改正の実施時期について次のとおり経過措置を講ずる。

イ 第一段階 令和 9 年 4 月 1 日

ロ 第二段階 令和 10 年 4 月 1 日

ハ 第三段階 令和 11 年 4 月 1 日

③ 上記②による税率改正の実施時期における具体的なたばこ税の税率は、1,000 本につき、次のとおりとする。

イ 第一段階 7,302 円 (本則税率：6,802 円)

ロ 第二段階 7,802 円

ハ 第三段階 8,302 円

(注) 上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率を、1,000 本につき、第一段階で 14,924 円 (本則税率：14,424 円) に、第二段階で 15,424 円に、第三段階で 15,924 円に引き上げる。

④ 手持品課税を実施する。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

【POINT】 電子帳簿等保存制度の見直し

- ・電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為について、重加算税の割合を10%加重する措置の対象から、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、一定の要件を満たして保存が行われている電子取引データを除外する。
- ・青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、優良な電子帳簿の保存又は電子申告をしていることのほか、上記システムを使用した上で、上記電子取引データを保存している者にも適用できることとする。

1. 電子帳簿等保存制度の見直し

電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下同じ。）の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しを行う。

（1）申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合におけるその記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の割合を10%加重する措置（以下「電磁的記録に係る重加算税の加重措置」という。）の対象から、特定電磁的記録であって、その保存が次に掲げる要件を満たしている場合（あらかじめ、その特定電磁的記録について届出書を提出している場合に限る。）におけるその特定電磁的記録を除外するほか、所要の措置を講ずる。

- ① その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（訂正又は削除を行うことができないものを含む。）を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。
- ② その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項（金額に係るものに限る。）を訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した場合には、その訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録することができないものを含む。）を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。
- ③ その電子取引の取引情報（請求書・納品書等の重要書類に通常記載される事項に限る。）に係る電磁的記録の記録事項とその取引情報に関連する国税関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。
- ④ 上記①及び②の特定電子計算機処理システムを使用してその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の授受及び保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと。

（2）上記（1）の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、仕訳帳等につき国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることに代えて、特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して上記（1）の要件（上記（1）の届出書に係る要件を含む。）を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っていることとするを可能とするほか、所要の措置を講ずる。

（注1）上記（1）の改正は令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、上記（2）の改正は令和9年分以後の所得税について、それぞれ適用する。

（注2）上記の「特定電磁的記録」とは、次に掲げる電磁的記録をいう。

- ① 保存要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録

- ② 災害その他やむを得ない事情により、保存要件に従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合又は納税地等の所轄税務署長が保存要件に従ってその電磁的記録の保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認めた一定の場合に、保存要件にかかわらず保存が行われているその電磁的記録

(注3) 上記の「特定電子計算機処理システム」とは、国税庁長官の定める基準に適合する電子計算機処理システムをいう。

(注4) 上記(注3)の「国税庁長官の定める基準」は、次に掲げるいずれかの電磁的記録(特定電磁的記録に限る。)を上記(1)に掲げる要件に従って保存を行うことができる機能を有していることとする。

- ① 仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引の取引情報に係る電磁的記録
- ② 金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、その金融機関等が行うこれらの口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録

(注5) 上記(1)の電磁的記録に係る重加算税の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応を行う。

【POINT】 納税通知書等に係る eLTAX 経由での送付

・地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を経由して電子的に副本を送付することができるよう、所要の措置を講ずる。

2. 納税通知書等に係る eLTAX 経由での送付

地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、電子的に副本を送付することができるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 納税通知書等を受けた者が電磁的方法による提供を希望する旨の申出をしたときは、地方公共団体は、当該納税通知書等により通知した事項を、eLTAXを経由し、当該申出をした者に提供することができることとする。
- (2) 過去に上記(1)の申出をした者に対して、同種の納税通知書等を送達するときは、地方公共団体は、当該納税通知書等により通知する事項を、eLTAXを経由し、当該者に提供することができることとする。
- (3) その他所要の措置を講ずる。

(注1) 電子的に副本を送付することができる地方税関係通知の範囲は、上記4税目の納税通知書(課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含む。)及び納付書等のこれに附属する通知とする。

(注2) 上記の改正は、法人に対して送達する納税通知書等については令和9年4月1日以後に送達するものから、個人に対して送達する納税通知書等については令和10年4月1日以後に送達するものから、それぞれ適用する。

【POINT】 暫定税率等の適用期限の延長等

・令和6年度末に適用期限の到来する暫定税率（411品目）の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

(1) 令和7年3月31日に適用期限の到来する暫定税率（411品目）及び特別緊急関税制度について、令和8年3月31日まで適用期限の延長を行う。

(2) 加糖調製品（5品目）について、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大のため、次のとおり暫定税率の引下げを行う。

関税率表番号	主な品名	現 行	改正案
1806.10-1	ココア粉	20.4%	19.0%
1806.20-2-(1)-B	ココアの調製品	20.9%	19.9%
1901.90-2-(1)-A-(b)	ミルクの調製品	22.3%	21.2%
2106.10-2-(1)-B	たんぱく質濃縮物	7.7%	5.8%
2106.90-2-(2)-E-(a)- ハ-(ロ)-III-(I)	乳糖を含有する調製食料品	22.3%	21.2%

(3) 令和7年3月31日に適用期限の到来する沖縄に係る特例措置（選択課税制度等）について、令和9年3月31日まで適用期限の延長を行う。

(4) 児童福祉法上に新設される乳児等通園支援事業について、給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置（暫定無税）の対象に追加する。

(5) 後発開発途上国（LDC）に対する特別特惠関税について、適用対象外となるまでの期間をLDC卒業後1年以内（現行）から3年以内に延長する。

【POINT】 個別品目の関税率の見直し

・リチウム＝ビス（オキサラト）ボラートについて、暫定税率を設定し、関税を無税化する等の措置を講ずる。

2. 個別品目の関税率の見直し

(1) リチウム＝ビス（オキサラト）ボラートについて、暫定税率を無税とする。

(2) シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ブロミド、シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ヒドロキッド及び1,6-ヘキサンジオールについて、基本税率を無税とする。

以上